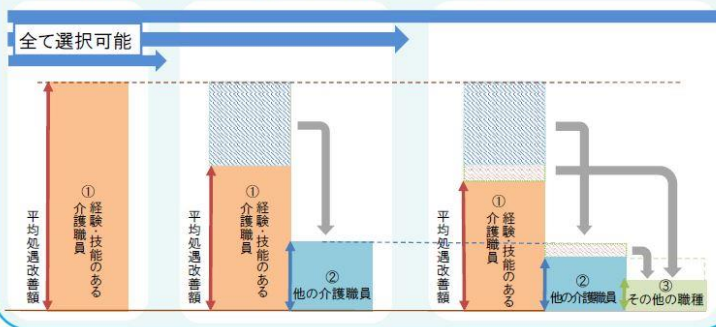




- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現
 - ▶ 平均の処遇改善額が、
 - ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
 - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定
 ※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
 ※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



①はリーダー級の介護福祉士で、事業所の裁量で経験・技能の要件を整える必要があります。そして月額8万円の改善または年収440万円の処遇改善を設定。さらに②の2倍以上とする必要があります。

②はその他の介護職員で、③はその他の職種としています。

【対策】

1. 処遇改善加算を加算収入のみで考えるか、事業所の支出(定期昇給など)も含めるか。
2. リーダー級の要件を規程で定め対象者を決定する。
3. リーダー級の人数を把握し配分要件を満たすように、その他介護職員とその他職種の枠を設定する。
4. 新加算の見込み額をシミュレーションし備える。

【ポイント】

- キャリアパスの取り組みを充実(制度化)。
- 新加算取り組み決定の根拠を職員へ説明できるように方針とそのプロセスをまとめる。
- 新加算届け出までのスケジュールを立案し進める。
- 事務作業が増えることが予測されるため対策を考える。

新しい経済政策パッケージ

平成31年2月13日厚生労働省介護給付費分科会より「新しい経済政策パッケージ」の報告があった。内容は次の通りである。

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

発行者: 渡嘉敷 忠

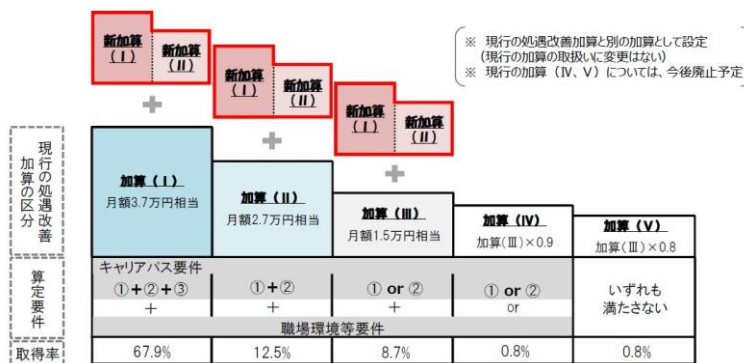
Mail: aoi.mkikaku@a.email.ne.jp

TEL: 080-9851-1569

新加算(特定処遇改善加算)による影響

キャリアパスの制度設計がしっかりしていないと、職場の不安や不満の原因になると思われる。今回の加算は介護福祉士リーダー級の処遇引き上げ額が要件として示され、他の介護職員や職種へ活用できる自由度が増した分、事業所の裁量が逆に問われる新加算となった。

規模が大きいほど加算収入は増えるが、組織の規定やルールの説明責任も大きくなったと言える。特に事業所のリーダー級介護福祉士の任用要件はしっかり整え説明し対象を明らかにするためには経験・技能を人事考課による能力評価などを根拠に進めることが望ましい。**新加算は今年10月1日より適用される予定。**



新加算はサービス提供加算の取得状況で二段階に設定

新加算(特定処遇改善加算)はサービスの質に応じて新加算 I と II が設定され事業所別に加算率も異なる。他の加算同様にキャリアパスのストラクチャーやプロセス、アウトプットを評価した設定であるように感じられる。(次回 Aoi TOPIX で詳しく解説)

新加算による低所得者層の自己負担増に対する救済措置も第 1 から第 3 段階で上限額が設定され、標準費用額と上限額の差額を特定入居者介護サービス費として給付される。

振り返ると……

介護処遇改加算は平成 21 年の介護職員処遇改善交付金が前身で平成 24 年から加算として支給された。平成 27 年にはキャリアパスが要件として加わり約 4 年でキャリアパスの取り組みを充実して、根拠規定や成果の見える化(HP 掲載など)が求められているように感じられる。小規模事業所ほどその作業量のハードルは高く負荷が大きいと思われるが、その作業に占める時間と労力に見合うコストを事業所で全て捻出し負担する厳しい状況が予測される。

新加算(特定処遇改善加算)の取得要件

○現行の処遇改善加算(I)から(III)までを取得していること。

○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

○介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

サービス種類内の加算率

○サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算(従事者要件のある区分)、日活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定

○加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算(II)の加算率はその×0.9となるよう設定

(ただし、新加算(I)と(II)で加算率の差が大きくなる場合(1.5倍を超える場合)には、×0.95となるよう設定)